

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 4 日

登録事業所代表者 様

作業従事者研修登録機関
(一社) 北海道ビルメンテナンス協会
会 長 岡 田 知 己

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について
時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

清掃作業等従事者研修については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和 46 年厚生省令第 2 号。以下「規則」という。)に規定する「登録基準」において、「登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。」されており、また、建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録(平成 14 年 3 月 26 日付健衛発第 0326001 号。以下「通知」という。)において、「原則として作業に従事する者の全員が 1 年に 1 回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。」とされているところありますが、昨今の新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえて、当協会が作業従事者研修登録機関として実施する作業従事者研修において中止や開催日の変更等が生じる可能性に鑑み、厚生労働省から、別添「通知」のとおり、規則に示されている「定期的に行われるもの」の判断は、通知にかかわらず、登録制度の審査を行う北海道に対し、柔軟に対応して差し支えない旨の通知を発出したとの連絡がありましたので、お知らせいたします。

さらには、国の通知を受け、北海道保健福祉部からも登録制度申請に当たり、各申請窓口にて個別に応じる旨の通知があったことを申し添えます。

(担当 : 嶋田 TEL : 011-615-1100)